

令和6年5月17日

有効利用評価部会の活動状況
(令和6年5月17日 報告事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5988

有効利用評価部会の活動状況について

電波監理審議会(第1127回)
報告資料

前回(第1126回:3月15日開催)の電波監理審議会以降、計4回の部会を開催。

令和6年3月	4月		5月	
第28回(3/18)	第29回(4/3)	第30回(4/19)	第31回(5/7)	<予定>第32回(5/24)
▲ 調査結果報告 (714MHz超 全体)	▲ 調査結果報告(公共) 調査結果報告(重点調査)	▲ 評価結果案議論(公共) 評価結果案議論(重点調査) 調査結果報告(区分①~④)	▲ 評価結果案議論(区分①~④) 調査結果報告(区分⑤~⑦・総通) 評価方針改定案への意見に対する考え方案	▲ 評価結果案の 全体とりまとめ

各回の詳細等は以下のとおり。

有効利用評価部会(第28回) 会合

1 日 時 : 令和6年3月18日(金) 13時00分~14時00分

2 場 所 : Webによる開催

3 出席者 : 林 秀弥(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

4 主な概要 :

- (1) 林部会長の指名により部会長代理に笹瀬委員が就任した。
- (2) デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」について、総務省から報告があった。
- (3) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の調査結果について、総務省から報告があった。
- (4) 有効利用評価の進め方について、議論を行った。

有効利用評価部会(第29回) 会合

1 日 時 : 令和6年4月3日(水) 10時00分~11時30分

2 場 所 : Webによる開催

3 出席者 : 林 秀弥(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

4 主な概要 :

- (1) 令和5年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の調査結果について、総務省から報告があった。
- (2) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)のうち、重点調査結果について、総務省から報告があった。

有効利用評価部会の活動状況について

有効利用評価部会（第30回）会合

1 日 時 : 令和6年4月19日（金）13時00分～15時30分

2 場 所 : Webによる開催

3 出席者 : 林 秀弥(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

4 主な概要 :

- (1) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち、重点調査に関する評価結果（案）について、議論を行った。
- (2) 令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の評価結果（案）について、議論を行った。
- (3) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち①714MHz超1.4GHz以下、②1.4GHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超8.5GHz以下及び④8.5GHz超13.25GHz以下に関する調査結果について、総務省から報告があった。

有効利用評価部会（第31回）会合

1 日 時 : 令和6年5月7日（火）18時00分～19時45分

2 場 所 : Webによる開催

3 出席者 : 林 秀弥(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

4 主な概要 :

- (1) 有効利用評価方針改定（案）に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）について、議論を行った。
- (2) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち①714MHz超1.4GHz以下、②1.4GHz超3.4GHz以下、③3.4GHz超8.5GHz以下及び④8.5GHz超13.25GHz以下に関する評価結果（案）について、議論を行った。
- (3) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果のうち⑤13.25GHz超23.6GHz以下、⑥23.6GHz超36GHz以下、⑦36GHz超及び各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果について、総務省から報告があった。

今後の予定

「令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る評価結果（案）」及び「令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る評価結果（案）」の取りまとめに係る議論を予定。

令和6年5月17日

有効利用評価方針改定案
(令和6年5月17日 審議事項)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

審議内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(宮良課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5988

「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)

■意見募集期間：令和6年3月16日(土)～4月19日(金)

■提出された意見の件数：9件【法人6件、個人3件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【6件】(五十音順)

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社

個人【3件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	(株)NTTドコモ	<p>開設計画認定満了以降は各社の事業戦略に基づき基地局等の展開を行っていく領域と考えており、周波数帯の特徴を活かし、ニーズに応じたエリア展開を行うことや、社会課題への取組等についても周波数の有効利用として考慮頂くよう基準を適宜ご検討頂くことを希望します。</p> <p>開設計画満了後は将来のトラヒック需要に合わせた展開等、各社戦略を立て取り組む領域であり、ニーズに応じて展開することがビジネス拡大に繋がると考えることから、5G専用周波数については、当面の間、総通局毎はモニタリングの数値とし、全国合算のみで評価する等など、事業者側の整備自由度や裁量を確保して頂くことを希望します。</p> <p>利用状況調査における調査項目は多岐にわたることから、評価方針に準じた調査の簡素化について検討頂くことを希望します。</p>	<p>いただいた前段のご意見について、電波の有効利用に係る基準等については、ご指摘の点も含め、適時適切に検討を行ってまいります。</p> <p>中段の5G専用周波数は全国合算のみで評価を希望するとのご意見については、全国のみならず、総通局ごとの電波の有効利用の程度に係る実績や進捗に関する評価を行っていくことが、地域における更なる電波の有効利用の促進に資すると考えられることから、原案のとおり、総通局ごとの評価も実施していくことといたします。</p> <p>後段の利用状況調査の調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。</p>	無

2	KDDI(株)	<p>新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しが実施される場合は、事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画への見直しが必要となる場合があると想定しております。</p> <p>具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。</p>	<p>新たな評価方法及び基準を設ける場合には、いただいたご意見も参考にしつつ、適切に対応してまいります。</p>	無
3	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	<p>(総論)</p> <p>今回、新たに「有効利用評価方針」の改定案が示されましたが、電波の有効利用の更なる推進を図る観点から、評価基準の継続的な見直しは有意義な取組みであると考えます。</p> <p>評価基準の見直しにあたっては、例えば以下の点を考慮することでより実態に即した評価になると考えます。</p> <p>① 開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 ② 各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況 ③ 各評価項目の性質を踏まえた評価基準の設定 ④ 他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※の採用</p> <p>※評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定 等</p> <p>上記の観点を踏まえ、各評価基準についての当社意見を申し上げます。</p>	<p>いただいた前段のご意見については、賛同意見として承ります。</p> <p>いただいた後段の評価基準の見直しに係るご意見については、後述のNo8、9、11、15及び18～20の考え方をご参照ください。</p>	無
4	UQ コミュニケーションズ(株)	<p>新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しが実施される場合は、携帯電話及び全国 BWA 通信事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画への見直しが必要となる場合があると想定しております。</p> <p>具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。</p>	<p>新たな評価方法及び基準を設ける場合には、いただいたご意見も参考にしつつ、適切に対応してまいります。</p>	無
二 評価の単位及び区分				
5	KDDI(株)	<p>(該当箇所：2 (評価区分は調査区分と同一))</p> <p>本有効利用評価方針を適用して評価いただく対象は「携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査」と理解しています。同調査の項目、粒度は毎年増加しており、それに伴い携帯事業者の調査・集計稼働も毎年増え、約1か月の回答期限では間に合わない状況でございます。</p>	<p>いただいた利用状況調査の調査項目・粒度に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと考えます。</p>	無

		また、同調査の項目・粒度に対し、有効利用評価結果は項目・粒度ともに絞られた形で公表されております。 つきましては、事業者の稼働にも配慮いただき、調査項目・粒度の削減を検討頂きたいと考えます。例えば、電波監理審議会での評価項目・粒度に絞ることなどが考えられます。		
6	UQ コミュニケーションズ(株)	(該当箇所：2 (評価の区分は調査区分と同一)) 本有効利用評価方針を適用して評価いただく対象は「携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査」と理解しています。同調査においては、項目の増加、細分化が進められており、それに伴い携帯電話及び全国BWA通信事業者の調査・集計稼働も毎年増加し、回答期限も厳しい状況でございます。 また、同調査の項目・粒度に対し、有効利用評価の結果は、項目・粒度ともに絞られた形で公表されております。 つきましては、電波監理審議会での評価項目・粒度に準じるなど、調査項目の削減、粒度の見直しをご検討頂きたく存じます。	いただいた利用状況調査の調査項目・粒度に関するご意見については、総務省において今後の参考としていただきたいと思います。	無
三 評価の事項、方法及び基準				
使用周波数の移行計画				
7	KDDI(株)	(該当：1 (3) ウ(ウ) 移行に要する期間、注釈20) 弊社は、他社に先行して、令和4年3月末に3G携帯電話向けサービスを終了しており、2年以上経過している状況で今回の新たな考え方が適用される場合は、評価の起点として「変更前の通信規格を終了した時点」ではなく「評価方針改定年度の年度末から5年以内」と読み替えて頂くことを希望します。 <参考> 3G携帯電話向けサービス「CDMA 1X WIN」を22年3月31日に終了 https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2021/11/29/5546.html	本改定案中、移行に要する期間の評価基準に係る注釈20においては、「最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から5年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。」としています。 このただし書きの適用については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。	無
電気通信業務用基地局の数				
8	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	(該当：別紙1、ニ 6GHz超の周波数帯、1 電気通信業務用基地局の数) ミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準について、周波数帯平均値による相対評価が新たに設定されましたが、総論④で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点から	いただいた前段のご意見について、スポット的に利用されるミリ波帯の基地局数の評価は、基地局の数に係る絶対評価の適切な基準の設定は困難と考えられるため、各社間の競争による基地局の整備促進も期待し、原案のとおり、基地	無

		<p>は相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>やむを得ず周波数平均値による評価を行う場合でも、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点から、当年度の調査結果に基づく周波数帯平均値ではなく、前年度の調査結果に基づく周波数帯平均値を用いることが望ましいと考えます。</p>	<p>局数の周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。</p> <p>いただいた後段のご意見について、前年度の周波数帯平均値からの増分を考慮した適切な評価基準の設定は困難と考えられるため、原案のとおり、当年度の周波数帯平均値とすることが適切と考えます。</p>	
面積カバー率				
9	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	<p>(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、3 面積カバー率)</p> <p>面積カバー率については、現在は各社との相対評価が行われていますが、総論④で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保の観点からは相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら面積カバー率について、やむを得ず相対評価を継続する場合は次にあげる点について考慮する必要があると考えます。</p> <p>当該評価は、同一周波数帯内事業者間の平均値との比較のみで行っているため、特定の周波数帯における特定の事業者の面積カバー率が突出していることにより、電波特性の近い近接する周波数帯間で評価軸に大きな差分が生じている事例※が存在することから、総論②の考え方も考慮し、類する周波数帯の調査結果と比較した場合に突出して評価の高い値については、特に優れているとの特別な評価(例：SS)として、別に扱う等の措置も検討すべきと考えます。</p> <p>※例：面的なトラヒック対応に活用している帯域として、2.5GHz帯と3.4GHz帯、3.5GHz帯の面積カバー率を比較した場合</p>	<p>いただいた前段のご意見について、面積カバー率は、山地などの人が居住していないエリアを含む指標であることから、絶対評価の適切な基準の設定が困難と考えられるため、各社間の競争による面積カバー率の拡大も期待し、原案のとおり、周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えます。</p> <p>いただいた後段のご意見について、基本的に、同一周波数帯において事業者間の実績値に大きな差分が生じている場合は、当該実績値の低い事業者に一層の努力を求めたいと考えますが、ご意見の趣旨については今後の参考といたします。</p>	無
基盤展開率				
10	KDDI(株)	<p>(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、4 基盤展開率)</p> <p>携帯電話基地局においては、土地所有者からの指示により既存基地局を別の場所へ移設しなければならない場合があります。</p> <p>基盤展開率の二次メッシュにおける山間部や離島エリアでは、設置可能場所が限定されるため、代替地の手に配に相当の期間が必要なケースが想定されます。</p> <p>したがって、3.7GHz等における基盤展開率の評価について、上記</p>	<p>基盤展開率の評価については、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。</p>	無

		状況の際は改定案の注釈18と同様に、特に考慮すべき事情として「未評価(R)」としていただくことを希望します。		
11	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	<p>(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、4基盤展開率)</p> <p>今回新たに基盤展開率の評価基準が設定されましたが、総論③で記載の通り、評価基準は各評価項目の性質を踏まえて設定されることが望ましいと考えます。</p> <p>今回設定された基準は、9頁で示されている人口カバー率の評価基準のうち、『(4)1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下』以上の周波数帯と同じ評価基準を適用していますが、人口カバー率と基盤展開率では整備の考え方が異なり、また、上昇の仕方についても、人口カバー率はカバーしたメッシュ内の人口に応じて大きく変動する一方、基盤展開率はカバーしたメッシュ数と直接比例するなど、性質が異なります。</p> <p>このように、人口カバー率と基盤展開率で性質が異なることを考慮すれば、基盤展開率は人口カバー率と別の尺度で評価することから、基準値(S~C)を15%ごとの等間隔とするなどが実態に即した基準となると考えます。</p>	人口カバー率と基盤展開率で異なる基準を設けること、特に、人口カバー率の基準値よりも相当程度低い基準値(人口カバー率の「A」評価は「90%以上」であるが、ご意見のとおりとした場合「80%以上」となる。)を設定することについて、相当の理由があるとまではいえないと考えることから、原案のとおりといたします。	無
12	楽天モバイル(株)	<p>(該当：別紙1、－6GHz以下の周波数帯、4基盤展開率)</p> <p>サブ6は混雑エリアのハイキャパシティ対策に有用な周波数帯であり、まずはユーザの体感を上げることを最優先し、高トラヒックエリアなどを中心に整備することが必要と考えます。</p> <p>一方で、5G基盤展開率を指標とした場合、基地局を非居住エリア等、需要の見込めない場所も含め全国均等に設置することが必要となり、需要の高いエリアへの投資が持ち越され、効果的な基地局整備ができなくなります。</p> <p>このため、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における評価の基準のうち、サブ6の基盤展開率を含むエリアカバレッジの評価基準については、適切なタイミングで人口カバー率のみとすることが望ましいと考えます。</p>	ご指摘の点については、「令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果(令和6年3月公表)」の30ページにおいて、「Sub6のエリアカバレッジの実績評価については、将来的には、現行の認定期間満了後の評価基準と同様に人口カバー率や面積カバー率に基づく評価を行っていくことが望ましいことから、毎年度、人口カバー率や面積カバー率の進捗を注視しつつ、適切なタイミングで評価基準を見直す方向で検討していくこととしたい。」としております。	無
無線局の行う無線通信の通信量				
13	(株)NTTドコモ	<p>(該当：別紙1、2 無線局の行う無線通信の通信量)</p> <p>トラヒックから利用状況をリアルタイムに把握し、夜間等のトラヒック需要が少ない時間帯に一部周波数帯の基地局をスリープさせることでネットワークを省電力化するスリープ制御を導入して</p>	基地局スリープ機能については、他の周波数帯の活用により、利用者の接続面での利便性を損なうことなく省電力化を図っており、そのような社会課題解決に資する取組は理解するところ	無

		<p>おります。お客様のトラフィック需要に応じて柔軟に周波数を活用しつつネットワークの省電力化によるカーボンニュートラル等の取組も加味した評価となるよう基準について検討頂くことを希望します。</p>	<p>です。 通信量に係る評価の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、継続的に検討を行ってまいります。</p>	
14	KDDI(株)	<p>(該当：1(2) ア(定量的及び定性的に実績評価又は進捗評価を行うものとする)) 弊社は、周波数帯ごとの特性を踏まえ、お客様の通信速度や体感品質が最も高くなるように、複数周波数帯を横断してデータトラフィック量を分配しています。 他事業者も同様と想定しているため、通信量の有効利用評価においては、各周波数区分による評価ではなく、全周波数合算により評価いただく方が周波数の有効利用を評価する方法として適切と考えます。</p>	<p>通信量に係る評価について、全周波数合算のみによる評価を行った場合、周波数帯ごとの通信量に係る電波の有効利用の程度の評価を行うことが困難になることから、原案のとおりいたします。 通信量に係る評価の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、継続的に検討を行ってまいります。</p>	無
15	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	<p>(該当：別紙2、－6GHz以下の周波数帯、4無線局の行う無線通信の通信量) 通信量の認定満了後の進捗評価については、周波数帯ごとのトラフィック総量を前年度実績値と比較していますが、例えば、NR化等の世代交代のタイミングでは、事業者全体のトラフィック総量は増加しているものの、NR化の準備や進展に伴い周波数帯ごとのトラフィック総量が減少するという事象も想定されます。NR化などのように、電波の有効利用の更なる推進に資する取組みが原因となるトラフィック総量の減少については、評価の際も配慮頂くことを希望します。</p>	<p>通信量の評価に当たっては、総務省からの電波の利用状況調査の結果報告に基づき、いただいたご意見も参考としつつ、事業者ヒアリング等の必要な調査を行った上で、検討を行ってまいります。</p>	無
技術導入状況				
16	(株)NTTドコモ	<p>(該当：別紙1、2、3、4 技術導入状況) SAやスライシングなど新技術の実装は進化の途上であり、SA対応機器・端末が限られています。ニーズやサービスと連動し展開することがビジネス拡大につながると考えることから、現時点ではモニタリング指標として頂くことを希望します。</p>	<p>5Gの特長を最大限発揮するには、様々な品質要求に対応できるネットワークスライシングを活用した柔軟なネットワークの構築が必要となり、このためには、SAの導入の進展が期待されます。 本改定案では、国内におけるSA導入の更なる促進のため、原案のとおり、SAを技術導入状況の評価基準に加えることとします。 なお、実績に係る評価基準では、周波数帯ごとに、SAを評価区域内の一部の都道府県において導入している場合は「A」評価、全ての都道府県</p>	無

			で導入している場合は「S」評価としており、ニーズ等に応じた周波数帯や地域から順次 SA 展開を行っていくことを期待します。	
17	楽天モバイル(株)	<p>(該当：別紙1、2、3、4 技術導入状況)</p> <p>5G SAは、5GとLTEとの同時利用(キャリアアグリゲーション)が出来ないため、5G NSAに比して、ユーザ体感が下がる可能性があります。また、5G SAは特定の利用者のみ利用が可能であるため、公平性/中立性観点においても留意が必要です。したがって、事業者の状況によりユーザ体感が低下する可能性のある項目は、評価の基準に適したのではなく、少なくとも現時点では、SAを評価基準とするべきではないと考えます。</p>	<p>5Gの特長を最大限発揮するには、様々な品質要求に対応できるネットワークスライシングを活用した柔軟なネットワークの構築が必要となり、このためには、SAの導入の進展が期待されます。</p> <p>本改定案では、国内におけるSA導入の更なる促進のため、原案のとおり、SAを技術導入状況の評価基準に加えることとします。</p> <p>なお、実績に係る評価基準では、周波数帯ごとに、SAを評価区域内の一部の都道府県において導入している場合は「A」評価、全ての都道府県で導入している場合は「S」評価としており、通信品質に影響がない周波数帯や地域から順次SA展開を行っていくことを期待します。</p>	無
総合的な評価				
18	ソフトバンク(株)/Wireless City Planning(株)	<p>(該当：別紙1、－ 6GHz以下の周波数帯、7 総合的な評価)</p> <p>6GHz以下の周波数帯の総合的な実績評価(S~C)の基準は、人口カバー率または基盤展開率といったカバレッジ指標のみを参照していますが、6GHz以下においてもトラヒック処理に適した周波数帯が存在※しており、トラヒックを効率的に処理するためにはCAやMIMO等の技術導入が有効であることを踏まえれば、これら技術の導入状況を評価することも電波の有効利用に資すると考えられることから、トラヒック処理に適した周波数帯の総合的な実績評価は、カバレッジ指標に加えて、トラヒックを効率的に処理するための技術導入状況の評価結果を反映することが適切と考えます。</p> <p>※総務省『5G普及のためのインフラ整備推進WG』（以下、インフラ整備推進WGと呼称）のNTTドコモ殿の資料においても、3.4GHz帯以上は周波数帯の特徴を加味しトラヒック対応を重視し、ニーズに応じた展開方針と記載</p> <p>少なくともSub6帯については、インフラ整備推進WG（第1回）の事務局説明資料においても、高トラヒックエリアへの整備を求める</p>	<p>ご意見をいただいた6GHz以下の周波数帯の「総合的な評価」については、電波の有効利用の程度の評価として、エリアカバレッジが重要との考え方にに基づき評価基準を設定しております。</p> <p>「総合的な評価」の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。</p>	無

		方向性が示されていることから、総合的な実績評価において、トラヒックを効率的に処理するための事業者の整備状況を現す『6（技術導入状況）』の評価結果を反映することが適切と考えます。		
19	ソフトバンク（株）/Wireless City Planning（株）	（該当：別紙1、二6GHz超の周波数帯、4 総合的な評価） 16頁に対する当社意見の通り、やむを得ず基地局数の周波数帯平均値による相対評価を行う場合、ミリ波帯の総合的な実績評価（S～C）の基準は、基地局数の評価結果のみを参照するのではなく、ミリ波帯がスポット的なトラヒック需要への対応に適していることを踏まえれば、Sub6帯と同様、トラヒックを効率的に処理するための事業者の整備状況を現す『3（技術導入状況）』の評価結果を反映することが適切と考えます。	ご意見をいただいたミリ波帯の「総合的な評価」については、電波の有効利用の程度の評価として、基地局数が重要との考え方にに基づき評価基準を設定しております。 「総合的な評価」の在り方については、いただいたご意見も踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
ミリ波に係る評価				
20	ソフトバンク（株）/Wireless City Planning（株）	（該当：別紙1、二6GHz超の周波数帯） 6GHz以下の周波数帯は、面的な整備に適していることから、基地局数に加え人口カバー率や面積カバー率などのカバレッジ指標を用いて面的な活用程度の実績評価をしていますが、ミリ波帯は、6GHz以下の周波数帯と電波特性が大きく異なり、スポット的なトラヒック需要への対応に適していることから、人口カバー率などのカバレッジ指標とは別の観点による評価基準を検討する方向性が示されたものと理解しています。 総務省『5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書』（令和5年8月1日公表）にもある通り、ミリ波帯を活用したイノベーションや新サービスの創出が求められているところ、それら利活用の浸透や普及の程度を計るためには、基地局数のみでは単純に把握することができないことから、例えば、ミリ波帯を活用した「ソリューションやアプリケーションの種類」※1とそれらサービス等の導入実績のある「スポットの拡がり」※2とを組み合わせた評価を行うことなどが有益と考えます。 ※1 ソリューションやアプリケーションのメニュー数 ※2 メニューが利用可能となるメッシュ数 なお、ミリ波帯の普及促進の観点からは、まずはミリ波帯全体を把握するため、事業者合算での実績を評価することが有効であると考えますが、ソリューションやアプリケーションの種類は今後多様化していくことが想定されることから、類型化やその導入済みのエリア区分等については、継続的な検討が必要と考えます。	いただいた前段のご意見については、ご理解のとおりです。 いただいた後段のご意見については、今後の事業者ヒアリング等において、ミリ波帯を活用したソリューションやアプリケーションの利用実態、今後の展望等を把握した上で、ミリ波帯の評価の在り方について適時適切に検討を行ってまいります。	無

その他				
21	個人	携帯電話が使いづらいときがあるので、地下にあるところでもサクサク使いたいです。	本案は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、ご意見については、本意見募集の対象外です。	無
22	個人	なぜ「トラヒック」なのか？ 総務省では「トラフィック」を使っているのなら、「トラヒック」を使ってほしい。 「総務省 令和元年版 情報通信白書 データトラフィックの拡大」の「第 1 部 特集 進化するデジタル経済とその先にある Society 5.0 第 2 節」 ここではなぜ「トラフィック」なのか？ 「総務省」と「総務省」は別組織なのか？ 「トラフィック」と「トラヒック」の違いを「総務省」と「総務省」に聞くと同じだと答えるのなら、なぜ両方使うのか？ 一つの資料では記載が「トラヒック」で統一されていても、別の資料では「トラフィック」で統一されている。 一つの資料だけを検証すれば間違いはないのだが、資料毎に表記が違うのはなぜか？ 「トラヒック」では「しゃっくり」なのである。 「電波という言葉は差別用語なので使わないで」との電波当事者の意見に対して、言葉の定義を用いて拒否するのなら、なぜ定義に従って「トラヒック」だけを使わないのか？	電波法関係法令において、「トラヒック」の用語が使用されていることから、本有効利用評価方針においても「トラヒック」を使用しています。	無
23	個人	楽天モバイルへプラチナバンドを再割り当てする前提で、この評価を行うべき。 楽天モバイルへ割り当てられるプラチナバンドの帯域が狭すぎるので、docomo などの他の携帯会社と同じ程度割り当てべき。プラチナバンドを割り当てず、既存の携帯会社ばかり優遇するのは行政機関として恥ずかしくないのか	いただいた前段のご意見について、有効利用評価方針は、特定の事業者への再割当てを前提とした評価を行うものではなく、各社共通の評価基準に基づき、電波の有効利用の程度を評価しているものです。 いただいた後段のご意見について、本件は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

注：その他、本改定案と無関係と判断されるものが1件ありました。

有効利用評価方針 (改定案)

電波監理審議会

一 目的

この方針は、有効利用評価¹（以下「評価」という。）の単位及び区分並びに評価の事項、方法及び基準その他評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位及び区分

1 評価の単位

評価は、2の評価の区分ごとに、次に掲げる無線局の種類²ごとに行うものとする。ただし、評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

（1） 電気通信業務用基地局³

（2） 電気通信業務用基地局以外の無線局

ア 公共業務用無線局⁴

イ 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局

2 評価の区分

評価の区分は、調査区分⁵と同一とし、300万メガヘルツ以下の周波数についての次に掲げる事項とする。

（1） 電気通信業務用基地局に係る評価の区分

ア 周波数帯⁶

イ 電気通信業務用基地局の免許人

¹ 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。

² 法第26条の2第1項各号に掲げる無線局の種類をいう。

³ 法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。当該電気通信業務用基地局を通信の相手方とする移動する無線局においても必要な評価を併せて行う。

⁴ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったものに限る。

⁵ 法第26条の2第1項に規定する調査区分をいう。

⁶ 法第26条の2第1項第1号に規定する周波数帯として、300万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。

ウ 総務省令⁷に規定する事項

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価の区分

ア 周波数帯

イ 総務省令⁸に規定する事項

三 評価の事項、方法及び基準

総務大臣から利用状況調査⁹の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、評価の区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項により評価を行うものとする。

1 電気通信業務用基地局に係る評価は、当該電気通信業務用基地局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

(ア) 電気通信業務用基地局の数¹⁰

(イ) 人口カバー率¹¹

(ウ) 面積カバー率¹²

イ 無線局の行う無線通信の通信量

⁷ 法第26条の2第1項第1号に規定する総務省令（電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号。以下「調査等省令」という。））をいう。

⁸ 法第26条の2第1項第2号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁹ 法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。

¹⁰ 開設計画（法第27条の14第1項に規定する開設計画をいう。）の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の有効期間が満了した周波数帯においては、計画値（認定計画（法第27条の15第3項に規定する認定計画をいう。）における値をいう。）を踏まえた評価を行う。

¹¹ 評価を実施する区域（以下「評価区域」という。）におけるメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する2分の1地域メッシュをいう。）内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。

¹² 評価区域におけるメッシュの数に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）の数の割合をいう。

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 使用周波数の移行計画¹³

オ 総務省令¹⁴に規定する事項（エに掲げるものを除く。）

（２） 評価の方法

評価の方法は、次に掲げる事項とする。

ア （１）アからウまでの事項は、定量的及び定性的に実績評価¹⁵及び進捗評価¹⁶を行うものとする。

イ （１）エの事項は、利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする。

ウ （１）オの事項は、１又は２以上の免許人の１又は２以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価するものとする¹⁷。

（３） 評価の基準

評価の基準は、次に掲げる事項とする¹⁸。

ア （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間が満了している¹⁹又は開設計画の認定に係らない周波数帯に係る評価の基準

（ア） 実績評価の基準は、別紙１のとおりとする。

（イ） 進捗評価の基準は、別紙２のとおりとする。

イ （１）アからウまでの事項のうち、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯に係る評価の基準

（ア） 実績評価の基準は、別紙３のとおりとする。

¹³ １の周波数帯において、通信規格ごとに異なる周波数を使用している場合であって、電気通信業務用基地局の免許人が行う通信規格の変更に一定の期間を要するものとして、総務大臣が調査を行ったものに限る。

¹⁴ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

¹⁵ 相対的な基準又は絶対的な基準を使用して行う評価をいう。

¹⁶ 計画値又は前年度実績値（評価を行う年度の前年度の利用状況調査の結果における値をいう。）を踏まえた基準を使用して行う評価をいう。

¹⁷ 具体的には、①5G基地局におけるインフラシェアリング、②安全・信頼性の確保、③データトラヒック、④電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供、⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組を対象に評価を行うものとする。

¹⁸ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価（R）とする。

¹⁹ 評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了するものを含む。

- (イ) 進捗評価の基準は、別紙4のとおりとする。
- ウ (1) エの事項に係る評価の基準
 - (1) エの事項に係る評価は、次に掲げる事項を分析し、行うものとする。
 - (ア) 移行する周波数及び通信規格
 - (イ) 移行する周波数に係る電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率の年度ごとの見通し
 - (ウ) 移行に要する期間²⁰
- エ (1) オの事項に係る評価の基準
 - (1) オの事項に係る評価の基準は、別紙5のとおりとする。
- オ 全体の総合的な所見
 - (1) アからオまでの事項の評価を踏まえ、免許人ごとに総合的な所見を述べるものとする。

2 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 評価の事項
 - ア 無線局の数
 - イ 無線局の行う無線通信の通信量
 - ウ 技術導入状況
 - エ 総務省令²¹に規定する事項
- (2) 評価の方法及び基準
 - 評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。
 - ア (1) アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
 - イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行²²並びにデジタル化に向け

²⁰ 電波法の免許の有効期間が5年であり、再免許が保障されていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率について、別紙1に示す最も低い人口カバー率の評価の基準を超えるために要する期間は、変更前の通信規格の利用を終了した時点から5年以内として評価を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するものとする。

²¹ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²² デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

た対応の状況

- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する具体的な周波数の再編に関する取組（以下「周波数再編アクションプラン」という。）への対応の状況
- エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
- オ 使用している周波数に対する需要²²

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（1） 評価の事項

- ア 無線局の数
- イ 無線局の行う無線通信の通信量
- ウ 技術導入状況
- エ 総務省令²³に規定する事項

（2） 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

- ア （1）アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
- イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
- ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
- エ 周波数割当計画²⁴において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
- オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システム²⁵については、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

²³ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

²⁴ 法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

²⁵ 法第26条の2第1項に規定する総務省令（調査等省令）の規定による重点調査が必要なシステムをいう。

5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

6 評価を行うため必要に応じて、免許人等に対し、次に掲げる事項その他の事項に関し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うものとする。

(1) 電気通信業務用基地局に係る評価に必要な調査

ア 各周波数帯の無線局の行う無線通信の通信量の状況及び2以上の周波数帯の周波数を使用して無線通信を行う場合における当該無線通信の通信量の各周波数への分配の状況

イ 免許人の電気通信業務用基地局に係る事業に関する電波の有効利用の方針

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価に必要な調査

電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた課題や進捗状況

四 勧告

評価に関する事項に関し、総務大臣に対して必要に応じて勧告²⁶を行うものとする。

五 その他

電気通信業務用基地局、公共業務用無線局その他無線局における各周波数

²⁶ 法第99条の13に規定する勧告をいう。

帯の利用実態に係る評価に必要な調査、評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせ、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行うものとする。

六 施行期日

この方針は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。

初版 令和4年9月28日

改定 令和5年7月31日

改定 令和6年●月●日

附則（令和6年●月●日改定）

令和6年度の第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号）により割り当てられた周波数帯における開設計画の認定の有効期間中の評価については、改定後の第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）により割り当てられた周波数帯の評価の基準を適用する。この場合において、脚注39中「5G普及開設指針第1項第18号」とあるのは「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「5G導入開設指針」という。）第1項第14号」と、脚注40中「5G普及開設指針第1項第19号」とあるのは「5G導入開設指針第1項第15号」と読み替えるものとする。

別紙 1

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	計画値以上である。
D	計画値未満である。

2 人口カバー率

人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 773MHzを超え 803MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(2) 860MHzを超え 890MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(3) 945MHzを超え 960MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満
(4) 1,475.9MHzを超え 1,510.9MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(5) 1,845MHzを超え 1,860MHz以下 及び 1,860MHzを超え 1,880MHz以下 ²⁷	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(6) 2,110MHzを超え 2,170MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁷ 東名阪区域（1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成17年総務省告示第883号）第2項第2号（二）に掲げる区域をいう。）に係るものに限る。

(7) 2,545MHzを超え 2,575MHz以下 及び 2,595MHzを超え 2,650MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(8) 3,480MHzを超え 3,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

3 面積カバー率

面積カバー率に係る実績評価の基準は、相対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。）において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	周波数帯平均値 ²⁸ の110%以上である。
A	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	周波数帯平均値の70%未満である。

²⁸ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値をいう。

4 基盤展開率²⁹

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯のうち、3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯における基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、次に掲げる表のとおりとする。

周波数帯	評価及びその基準					
	SS	S	A	B	C	D
(1) 3,600MHzを超え 4,000MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(2) 4,000MHzを超え 4,100MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
(3) 4,500MHzを超え 4,600MHz以下	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満

²⁹ 一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域ごとの二次メッシュ（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータにおける土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみのも（全部又は一部を組み合わせたものを含む。）又は人口が零の離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。）のみのもを除く。）のうち、一の周波数帯ごとの割当てを受けた帯域幅の全てを用いる基地局（屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）であって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるもののうち、当該基地局以外の複数の基地局と接続可能な基地局が開設されたものの総数を、当該管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。

5 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。

6 技術導入状況³⁰

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	<p>評価区域内の全ての都道府県において、アからエまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。</p> <p>ア CA³¹</p> <p>イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO³²又はMassive MIMO³³</p> <p>ウ 256QAM³⁴又はUL64QAM³⁵</p> <p>エ SA³⁶</p>
A	<p>評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入し、かつ、評価区域内の一部の都道府県において、エ又はその代替技術を導入している。</p> <p>ア CA</p> <p>イ 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO</p> <p>ウ 256QAM又はUL64QAM</p>

³⁰ 第3世代移動通信システム（3G）については、導入できない技術であるため、評価を実施しない（別紙2の一の5において同じ。）。

³¹ キャリアアグリゲーションのこと。2以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。

³² 1の陸上移動局への送信において複数の空中線を用いて送信を行う技術をいう。2 MIMO、4 MIMO又は8 MIMOはそれぞれ、2、4又は8以上の空中線を用いて送信を行う場合のMIMOを指す。

³³ 1の陸上移動局への送信において多素子アンテナを用いて送信を行う技術をいう。

³⁴ 下り通信における256値直交振幅変調のことをいう。

³⁵ 上り通信における64値直交振幅変調のことをいう。

³⁶ 第5世代移動通信システム（5G）コアネットワークにより5G基地局を単独で動作させる方式のことをいう。

	エ SA
B	<p>評価区域内の全ての都道府県において、アからウまでの全て又はそれらの代替技術を導入している。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM</p>
C	<p>評価区域内の全ての都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術を導入している。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM</p>
D	<p>評価区域内のいずれかの都道府県において、ア、イ若しくはウのいずれか又はそれらの代替技術のいずれも導入していない。</p> <p>ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM</p>

7 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯（4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。
A	2（人口カバー率）の評価がAである。
B	2（人口カバー率）の評価がBである。
C	2（人口カバー率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（人口カバー率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

4の表(1)から(3)に掲げる周波数帯における総合的な実績評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	4（基盤展開率）の評価がSS又はSである。
A	4（基盤展開率）の評価がAである。
B	4（基盤展開率）の評価がBである。
C	4（基盤展開率）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、4（基盤展開率）、5（無線局の行う無線通信の通信量）又は6（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz超の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の110%以上である。
A	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の90%以上110%未満である。
B	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%以上90%未満である。
C	計画値以上であり、かつ、周波数帯平均値の70%未満である。
D	計画値未満である。

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の6（技術導入状況）の基準を準用する。

4 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	1（電気通信業務用基地局の数）の評価がCである。
D	1（電気通信業務用基地局の数）、2（無線局の行う無線通信の通信量）又は3（技術導入状況）の評価のうちいずれかがDである。

別紙 2

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 6 GHz以下の周波数帯

- 1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6 GHz以下の周波数帯（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 ±3,000局以内	前年度実績値 -5,000局以上 前年度実績値 -3,000局未満	前年度実績値 -5,000局未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +1%超	前年度実績値 ±1%以内	前年度実績値 -5%以上 前年度実績値	前年度実績値 -5%未満

			－ 1 %未満	
(3) 面積カバー率	前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 － 5 %以上 前年度実績値 － 1 %未満	前年度実績値 － 5 %未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を大きく上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがBであり、その他の評価がB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 ±124局以内	前年度実績値 －207局以上 前年度実績値 －124局未満	前年度実績値 －207局未満
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 ±205局以内	前年度実績値 －341局以上 前年度実績値	前年度実績値 －341局未満

			-205局未満	
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 ±1,057局以内	前年度実績値 -1,762局以上 前年度実績値 -1,057局未満	前年度実績値 -1,762局未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 ±101局以内	前年度実績値 -168局以上 前年度実績値 -101局未満	前年度実績値 -168局未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 ±70局以内	前年度実績値 -116局以上 前年度実績値 -70局未満	前年度実績値 -116局未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 ±355局以内	前年度実績値 -592局以上 前年度実績値 -355局未満	前年度実績値 -592局未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 ±488局以内	前年度実績値 -814局以上 前年度実績値 -488局未満	前年度実績値 -814局未満
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 ±173局以内	前年度実績値 -288局以上	前年度実績値 -288局未満

			前年度実績値 －173局未満	
四国	前年度実績値 ＋88局超	前年度実績値 ±88局以内	前年度実績値 －147局以上 前年度実績値 －88局未満	前年度実績値 －147局未満
九州	前年度実績値 ＋304局超	前年度実績値 ±304局以内	前年度実績値 －507局以上 前年度実績値 －304局未満	前年度実績値 －507局未満
沖縄	前年度実績値 ＋35局超	前年度実績値 ±35局以内	前年度実績値 －58局以上 前年度実績値 －35局未満	前年度実績値 －58局未満

2 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(4) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイの	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれ	前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がい	前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のう

	<p>いずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。</p>	<p>かを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。</p>	<p>ずれもBである。</p>	<p>ちいずれかがCである。</p>
--	---	---	-----------------	--------------------

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値 +124局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +41局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未満

		前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 +68局未満	
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上 前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +163局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値	前年度実績値

	+173局超	+58局以上 前年度実績値 +173局以下	以上 前年度実績値 +58局未満	未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

3 基盤展開率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯に限る。）

基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯において、次に掲げる表のとおりとする。

評価及びその基準			
S	A	B	C
前年度実績値 + 1%超	前年度実績値 ± 1%以内	前年度実績値 - 5%以上 前年度実績値 - 1%未満	前年度実績値 - 5%未満

4 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
B	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。
C	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

5 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している又は開設計画の認定に係らない6GHz以下の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
S	<p>前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を超えている。</p> <p>イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-10%以上である。</p>
A	<p>前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。</p>
B	<p>前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。</p> <p>ア (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-10%未満である。</p> <p>イ (ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO、(ウ)256QAM又はUL64QAM及び(エ)SAのいずれも、技術導入状況が前年度実績値-30%以上である。</p>
C	<p>前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ)2MIMO、4MIMO、8MIMO若しくはMassive MIMO、(ウ)256QAM若しくはUL64QAM又は(エ)SAのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値-30%未満である。</p>

二 6 GHz超の周波数帯

1 電気通信業務用基地局の数

電気通信業務用基地局の数に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間が満了している6 GHz超の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、一（6 GHz以下の周波数帯）の2（電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率（3,600MHzを超え4,000MHz以下、4,000MHzを超え4,100MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数帯））の付表2の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値を上回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値を下回っているとして、以下を満たしている。 前年度実績値 未満

2 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の4（無線局の行う無線通信の通信量）の基準を準用する。

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、一（6 GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 3

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における実績評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5 G 普及開設指針³⁷又は2.3GHz帯開設指針³⁸により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯）

電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5 G 普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯を除く。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表1のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(2) 人口カバー率	計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大	認定された開設計画を適切に実施しているととして、(1)及び(2)の	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)

³⁷ 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和3年総務省告示第40号）をいう。

³⁸ 2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（令和4年総務省告示第51号）をいう。

	常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	大きく上回っていると して、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。	評価がいずれもBである。	の評価のうちいずれかがCである。
--	--	---	--------------	------------------

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値+124局超	計画値+41局以上 計画値+124局以下	計画値以上 計画値+41局未満	計画値未満
東北	計画値+205局超	計画値+68局以上 計画値+205局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
関東	計画値+1,057局超	計画値+353局以上 計画値+1,057局以下	計画値以上 計画値+353局未満	計画値未満

信越	計画値+101局超	計画値+34局以上 計画値+101局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
北陸	計画値+70局超	計画値+23局以上 計画値+70局以下	計画値以上 計画値+23局未満	計画値未満
東海	計画値+355局超	計画値+118局以上 計画値+355局以下	計画値以上 計画値+118局未満	計画値未満
近畿	計画値+488局超	計画値+163局以上 計画値+488局以下	計画値以上 計画値+163局未満	計画値未満
中国	計画値+173局超	計画値+58局以上 計画値+173局以下	計画値以上 計画値+58局未満	計画値未満
四国	計画値+88局超	計画値+29局以上 計画値+88局以下	計画値以上 計画値+29局未満	計画値未満
九州	計画値+304局超	計画値+101局以上 計画値+304局以下	計画値以上 計画値+101局未満	計画値未満
沖縄	計画値+35局超	計画値+12局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+12局未満	計画値未満

2 電気通信業務用基地局の数（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数（屋外）	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(2) 電気通信業務用基地局の数（屋内）	計画値+3,000局超	計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	計画値以上 計画値+1,000局未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	-------------------------	--	--

3 電気通信業務用基地局の数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯）

電気通信業務用基地局の数に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数（2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、総合通信局ごとの基準については、1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率（5G普及開設指針又は2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯））の付表1の基準を準用する。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
電気通信業務用基地局の数	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+3,000局超	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、以下を満たしている。 計画値+1,000局以上 計画値+3,000局以下	認定された開設計画を適切に実施しているとして、以下を満たしている。 計画値以上 計画値+1,000局未満	認定された開設計画を適切に実施していないとして、以下を満たしている。 計画値未満

4 5G高度特定基地局³⁹の数及び5G基盤展開率⁴⁰（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において、次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	計画値+1,000局超	計画値+500局以上 計画値+1,000局以下	計画値以上 計画値+500局未満	計画値未満
(2) 5G基盤展開率	計画値+5%超	計画値+1%以上 計画値+5%以下	計画値以上 計画値+1%未満	計画値未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、計画値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

³⁹ 5G普及開設指針第1項第18号に規定する5G高度特定基地局をいう。

⁴⁰ 5G普及開設指針第1項第19号に規定する5G基盤展開率をいう。

		イ (1)及び(2)の評価のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	--------------------------------------	--	--

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	計画値+204局超	計画値+102局以上 計画値+204局以下	計画値以上 計画値+102局未満	計画値未満
東北	計画値+167局超	計画値+84局以上 計画値+167局以下	計画値以上 計画値+84局未満	計画値未満
関東	計画値+92局超	計画値+46局以上 計画値+92局以下	計画値以上 計画値+46局未満	計画値未満
信越	計画値+62局超	計画値+31局以上 計画値+62局以下	計画値以上 計画値+31局未満	計画値未満
北陸	計画値+35局超	計画値+18局以上 計画値+35局以下	計画値以上 計画値+18局未満	計画値未満
東海	計画値+73局超	計画値+36局以上 計画値+73局以下	計画値以上 計画値+36局未満	計画値未満
近畿	計画値+68局超	計画値+34局以上 計画値+68局以下	計画値以上 計画値+34局未満	計画値未満
中国	計画値+86局超	計画値+43局以上	計画値以上	計画値未満

		計画値+86局以下	計画値+43局未満	
四国	計画値+56局超	計画値+28局以上 計画値+56局以下	計画値以上 計画値+28局未満	計画値未満
九州	計画値+136局超	計画値+68局以上 計画値+136局以下	計画値以上 計画値+68局未満	計画値未満
沖縄	計画値+21局超	計画値+10局以上 計画値+21局以下	計画値以上 計画値+10局未満	計画値未満

5 技術導入状況

技術導入状況に係る実績評価の基準は、絶対的な基準とし、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。

(1) 770MHzを超え773MHz以下の周波数帯

評価	評価の基準
S	<p>アからエまでのうち3つ以上の技術の導入率が50%を超えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
A	<p>アからエまでのうち3つ以上の技術が導入されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

B	<p>アからエまでのうち1つ以上2つ以下の技術が導入されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA
C	<p>アからエまでのいずれの技術も導入されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 2MIMO、4MIMO、8MIMO又はMassive MIMO ウ 256QAM又はUL64QAM エ SA

(2) (1) 以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	<p>アからオまでのうち4つ以上の技術の導入率が50%を超えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
A	<p>アからオまでのうち4つ以上の技術が導入されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO

	エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
B	アからオまでのうち1つ以上3つ以下の技術が導入されている。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA
C	アからオまでのいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4MIMO又は8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM オ SA

6 総合的な評価

総合的な実績評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯において、次の（１）、（２）又は（３）に掲げる表のとおりとする。

（１） 5 G 普及開設指針又は2. 3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯以外の周波数帯

評価	評価の基準
S	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がSである。
A	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がAである。
B	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）の評価がBである。
C	1（電気通信業務用基地局の数及び人口カバー率）又は5（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

（２） 5 G 普及開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。
A	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率）の評価のうち、一方がSであり他方がB、又は一方がAであり他方がA若しくはBである。
B	2（電気通信業務用基地局の数）及び3（5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率）の評価がいずれもBである。
C	2（電気通信業務用基地局の数）、3（5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率）又は5（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

(3) 2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数帯

評価	評価の基準
S	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がSである。
A	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がAである。
B	3（電気通信業務用基地局の数）の評価がBである。
C	3（電気通信業務用基地局の数）又は5（技術導入状況）の評価のうちいずれかがCである。

別紙 4

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準

開設計画の認定の有効期間中の周波数帯における進捗評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の全ての周波数帯において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表 1 のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	前年度実績値 +3,000局超	前年度実績値 +1,000局以上 前年度実績値 +3,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1,000局未満	前年度実績値 未満
(2) 人口カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 面積カバー率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満

(4) 総合的な評価	<p>前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうち複数の評価がSであり、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がAである。</p>	<p>前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。</p> <p>ア (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがSであり、その他の評価がA及びB又はいずれもBである。</p> <p>イ (1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれか1つがAであり、その他の評価がA又はBである。</p>	<p>前年度実績値を上回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもBである。</p>	<p>前年度実績値を下回っているとして、(1)、(2)及び(3)の評価のうちいずれかがCである。</p>
------------	---	---	---	--

付表 1 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +124局超	前年度実績値 +41局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+124局以下	+41局未滿	
東北	前年度実績値 +205局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値 +205局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +68局未滿	前年度実績値 未滿
関東	前年度実績値 +1,057局超	前年度実績値 +353局以上 前年度実績値 +1,057局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +353局未滿	前年度実績値 未滿
信越	前年度実績値 +101局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +101局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未滿	前年度実績値 未滿
北陸	前年度実績値 +70局超	前年度実績値 +23局以上 前年度実績値 +70局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +23局未滿	前年度実績値 未滿
東海	前年度実績値 +355局超	前年度実績値 +118局以上 前年度実績値 +355局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +118局未滿	前年度実績値 未滿
近畿	前年度実績値 +488局超	前年度実績値 +163局以上	前年度実績値 以上	前年度実績値 未滿

		前年度実績値 +488局以下	前年度実績値 +163局未満	
中国	前年度実績値 +173局超	前年度実績値 +58局以上 前年度実績値 +173局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +58局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +88局超	前年度実績値 +29局以上 前年度実績値 +88局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +29局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +304局超	前年度実績値 +101局以上 前年度実績値 +304局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +101局未満	前年度実績値 未満
沖縄	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +12局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +12局未満	前年度実績値 未満

2 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯）

5G高度特定基地局数及び5G基盤展開率に係る進捗評価の基準は、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯（5G普及開設指針により割り当てられた周波数帯に限る。）において次に掲げる表のとおりとする。ただし、(1)における総合通信局ごとの基準については、付表2のとおりとする。

評価項目	評価及びその基準			
	S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	前年度実績値 +1,000局超	前年度実績値 +500局以上 前年度実績値 +1,000局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +500局未満	前年度実績値 未満
(2) 5G基盤展開率	前年度実績値 +5%超	前年度実績値 +1%以上 前年度実績値 +5%以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +1%未満	前年度実績値 未満
(3) 総合的な評価	前年度実績値を非常に大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がA以上である。	前年度実績値を大きく上回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア (1)及び(2)の評価のうち、一方がSであり、他方がBである。 イ (1)及び(2)の評価	前年度実績値を上回っているとして、(1)及び(2)の評価がいずれもBである。	前年度実績値を下回っているとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

		のうち、一方がAであり、他方がA又はBである。		
--	--	-------------------------	--	--

付表2 総合通信局ごとの基準

	評価及びその基準			
	S	A	B	C
北海道	前年度実績値 +204局超	前年度実績値 +102局以上 前年度実績値 +204局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +102局未満	前年度実績値 未満
東北	前年度実績値 +167局超	前年度実績値 +84局以上 前年度実績値 +167局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +84局未満	前年度実績値 未満
関東	前年度実績値 +92局超	前年度実績値 +46局以上 前年度実績値 +92局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +46局未満	前年度実績値 未満
信越	前年度実績値 +62局超	前年度実績値 +31局以上 前年度実績値 +62局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +31局未満	前年度実績値 未満

北陸	前年度実績値 +35局超	前年度実績値 +18局以上 前年度実績値 +35局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +18局未満	前年度実績値 未満
東海	前年度実績値 +73局超	前年度実績値 +36局以上 前年度実績値 +73局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +36局未満	前年度実績値 未満
近畿	前年度実績値 +68局超	前年度実績値 +34局以上 前年度実績値 +68局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +34局未満	前年度実績値 未満
中国	前年度実績値 +86局超	前年度実績値 +43局以上 前年度実績値 +86局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +43局未満	前年度実績値 未満
四国	前年度実績値 +56局超	前年度実績値 +28局以上 前年度実績値 +56局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +28局未満	前年度実績値 未満
九州	前年度実績値 +136局超	前年度実績値 +68局以上 前年度実績値	前年度実績値 以上 前年度実績値	前年度実績値 未満

		+136局以下	+68局未満	
沖縄	前年度実績値 +21局超	前年度実績値 +10局以上 前年度実績値 +21局以下	前年度実績値 以上 前年度実績値 +10局未満	前年度実績値 未満

3 技術導入状況

技術導入状況に係る進捗評価の基準は、別紙2の一（6GHz以下の周波数帯）の5（技術導入状況）の基準を準用する。

別紙 5

総務省令⁴¹に規定する事項に係る評価の基準

総務省令⁴¹に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げるとおりとする。

1 総務省令⁴¹に規定する事項

総務省令⁴¹に規定する事項に係る評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価項目	評価	評価の基準
① 5G基地局におけるインフラシェアリング	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。
	c	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。
	d	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保 ⁴²	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	一定の取組を行っており、前年度に比べて改善が見られる。
	c	一定の取組を行っているものの、前年度に比べて改善が見られない。
	d	十分な取組が行われていない。
③ データトラヒック	a	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。
	b	トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	c	トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。
	d	トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。

⁴¹ 法第26条の3第1項第4号に規定する総務省令（調査等省令）をいう。

⁴² 災害、通信障害、セキュリティに係る事前の対策や事案発生時の取組をいう。

④電波の割当てを受けていない者等（MVNO ⁴³ ）に対するサービス提供	a	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。
	b	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。
	c	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。
	d	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	a	bに加えて、5Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。
	b	実用化に積極的に取り組んでいる。
	c	実証段階に留まっている。
	d	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

総合的な評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。

評価	評価の基準
a	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。
b	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。
c	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。
d	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。

⁴³ MNO（電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者をいう。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう。